

福祉サービス第三者評価 評価結果報告書 令和4年度

株式会社プロケア
ちゃいれつく戸塚保育園

株式会社フィールズ

かながわ福祉サービス第三者評価推進機構 認証第6号

目次

サービス第三者評価結果報告書

◆福祉サービス第三者評価結果の概要

- ① 評価機関
- ② 施設・事業所情報
- ③ 理念・基本方針
- ④ 施設・事業所の特徴的な取組
- ⑤ 第三者評価受審状況
- ⑥ 総評
- ⑦ 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント
- ⑧ 第三者評価結果

◆第三者評価結果(共通評価)(別紙1A)

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

- I-1 理念・基本方針
- I-2 経営状況の把握
- I-3 事業計画の策定
- I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

- II-1 管理者の責任とリーダーシップ
- II-2 福祉人材の確保・育成
- II-3 運営の透明性の確保
- II-4 地域との交流、地域貢献

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

- III-1 利用者本位の福祉サービス
- III-2 福祉サービスの質の確保

◆第三者評価結果(内容評価)(別紙2A)

A-1 保育内容

- A-1-(1) 全体的な計画の作成
- A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
- A-1-(3) 健康管理
- A-1-(4) 食事

A-2 子育て支援

- A-2-(1) 家庭との緊密な連携

A-3 保育の質の向上

- A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

福祉サービス第三者評価結果 の概要

①第三者評価機関名

株式会社フィールズ

②施設・事業所情報

名称:	ちゃいれつく戸塚保育園
種別:	認可保育所
事業所代表者氏名:	藤宮 由希
定員(利用人数):	90名(90名)
所在地:	〒244-0002 横浜市戸塚区矢部町3002-1
TEL/FAX:	045-443-6720 / 045-443-6735
ホームページ:	www.procare.co.jp
開設年月日:	2020年4月1日
経営法人・設置主体:	株式会社プロケア

職員数	常勤/非常勤	常勤:20名	非常勤:20名
	専門職員(名称)	保育士:22名	看護師:1名 栄養士:3名
		保育補助:8名	調理師:1名 調理補助:2名
		事務:1名	用務:2名

施設状況

保育室:6	トイレ:5	沐浴室:1
調理室:1	事務室:1	
屋内プレイルーム:1	相談室:1	

③理念・基本方針

【保育理念】「大地にがっしり根を張る大樹となってほしい」

【保育方針】<こころ><からだ><生活>の三位一体の保育を目指す

【保育目標】・げんきな子・おもいやりのある子・さいごまでがんばる子

日々の経験、体験を通し「感じる心」「自分で考え自分で決めて行動出来る力」「自分も人も好き」と思える関わり、保育を大切に考えています。

④施設・事業所の特徴的な取組

自園は最寄り駅から5分程度で近隣には公園や商店、川沿いの遊び場や電車が見えるなど、探索を楽しめる環境にあります。その中で下記の取り組みを行っています。

①リズム運動・・毎日、0歳児～5歳児まで異年齢で行い、親しみのある曲に合わせて指先から足先まで全身を動かし、体幹と脳の発達を促して体の基礎作りを行っています。一人ひとりが主役となれる場面もあります。出来ない事が出来る様になり自信へとつながり皆に認められ自尊心が育まれ、心も体も強くなる様、保育者も一緒に取り組んでいます。

②体操教室の実施・・外部講師が行うプログラムです。跳び箱、鉄棒、平均台、マットといった機械を使用しての運動を3歳以上児が行っています。

③絵本の取り組み・・0歳児～5歳児まで月間絵本をクラス単位で購入。子ども達の年齢や興味に合った絵本を選び読み聞かせを行い、毎月、「えほんだより」で人気のあった絵本を紹介し、保護者にも絵本が「親子でのひと時」や「ことばの獲得」「文字への興味関心」「イメージ力」につながる等の良さがある事を伝えています。保育でも大切にしている取り組みです。

④繰り返し楽しめる保育・・日々の活動は設定していますが、一度の体験、経験で終わらせず、子どものその時々の気持ちや発見を大切にする為に夢中になって繰り返し遊び込める環境設定。一人ひとりの「好き！」が見つかる保育内容、対応を行うようにしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間

契約日：令和4年5月1日

訪問調査日：令和4年10月14日

評価結果確定日：令和5年2月13日

受審回数(前回の時期)

- 回(前回： 年度)

⑥総評

◇特長や今後期待される点

1)子ども自身に目標を持たせ、自己肯定感を育む保育が実施されています

年長クラスの掲示板には「運動会で何を頑張りたい」という一人ひとりの頑張りたい事、取り組みたいことが書かれていました。子どもは、自身が立てた目標を実現するにはどうしたらよいか、自分自身で考え、目標に向かって、努力することを学んでいます。目標を持つことから、その子の好きなこと、強みを引き出し、目標達成の過程の中で主体性が育まれ、自信を持てるように保育者は見守り、支援しています。小さな事でも出来たことを褒め、うまくできないときは、目標に近づく取り組み方を一緒に考えるなど、子どもの気持ちに寄り添いながらサポートをし、子どもの主体性、考える力、自己肯定感が育まれるように支援しています。

2)子どもたちの体幹を整え、健康な体を育む取組があります

園では、0歳からリズム体操を行っています。生活様式の多様化で0歳児で寝返りができなかったり、幼児では転ぶときに手で体を支えられないなど、体幹の弱さが見られています。子どもの、成長発達に見合った体幹を育てるために、年齢に応じたリズム体操を実践しています。体幹の育ちだけではなく、音楽に合わせ即時に反応をすることで、集中力の高まりにもつながっています。低年齢の子どもはお友だちの様子を真似てみたり、自然に順番を待つことを学ぶなど、楽しみながら段階に応じた成長がみられ、保育理念にある心、体、生活を育む取組の一つとなっています。

3)子ども一人ひとりの成長を捉えた支援を行っています

園では、在園時全員に毎月の個人別指導計画を作成しています。一人ひとりに年間目標を設定し、成長段階に応じた毎月の個別目標を決め支援を行っています。目標に対しての配慮事項を決め、月の終わりには反省・評価を行い、次月の目標につなげています。計画書内には、保護者の要望の欄も設け、毎月の計画の確認を行っています。特に要望が無い場合は保護者のサインをもらい、園担当者と内容を共有しています。成長が著しい乳児だけではなく、全園児に対して個々の成長を捉えた個別の計画をたて、家庭と共有することにより、一人ひとりに沿った丁寧な保育が実践されています。

4)看護師により細やかに子どもの健康管理を行っています

子どもの健康に関する情報は、保護者に健康調査票を提出してもらい、予防接種の状況、既往症など個々の情報を把握しています。看護師は年齢にあった健康安全保健指導計画を作成し、歯磨き指導、トイレ・手洗い・マスク指導などを行い、生活習慣の大切さを子どもに伝えています。また、指導内容の写真付きポスターを玄関先に掲示したり、保護者懇談会で健康に関する取組やクラスでの働きかけについて保護者へ説明し、家庭との連携ができるようにしています。毎月保健だよりを発行し、保護者に感染症情報など、保健に関する情報を発信しています。月1回の身体測定の結果から肥満・やせ実態調査票を作成し、保護者への栄養指導に関連づけています。

5)就学に向けての取組に工夫が期待されます

昨年、初めて3名の子どもが卒園しました。開設から3年目ということで、小学校との連携はこれから進めていく段階です。子どもの活動は絵日記やカルタ、ひらがな表の練習、運動会での目標を書く、など就学に向けて見通しをもって過ごせるようにしています。現在、戸塚区の9園で協力して5歳児交流を計画中です。保護者には、月別個人指導計画を渡し、アプリなどで就学に向けての取組を伝えています。さらに、近隣の連携園の5歳児でコロナ禍でもできる交流の企画や懇談会、相談会の開催など、保護者が入学に向けて必要としている情報を伝える工夫が望まれます。

⑦第三者評価結果 に対する施設・事業所のコメント

保護者の皆様にはお忙しい中、アンケートにご協力をいただきありがとうございました。

開園3年目で初めての第三者評価への取り組みに戸惑いや不安もありました。

「コロナ禍での開園」という経験したことがない状況で保育を継続し、子どもたちの心と身体の成長と笑顔を大切に過ごす為にはどのような様にしたら良いか。「子どもを中心に」を常に心がけ職員全員で協力し、考えを出し合いながら日々、保育を行ってきました。その過程を評価していただけたことは“保育の糧”となり職員の自信にもつながりました。

今後は“地域交流”を含めた外部との関わりをより具体化していき、質を高めながら保育を行っていきたいと思います。

⑧第三者評価結果

(別紙1A)「第三者評価結果(共通評価基準)」、(別紙2A)「第三者評価結果(内容評価基準)」のとおり報告します。

公表については、かながわ福祉サービス第三者評価推進機構が定める既定様式で公表します。

(別紙1A)

第三者評価結果（共通評価基準）

- * 全ての評価細目(45項目)について、判断基準(a・b・c)の3段階に基づいた評価結果を表示する。
- * 評価細目ごとに判定理由等のコメントを記入する。

I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。

1 I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
-------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 法人(保育所)の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。
- b) 法人(保育所)の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。
- c) 法人(保育所)の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。
 - ☒ ア 理念、基本方針が法人、保育所内の文書や広告媒体（パンフレット、ホームページ等）に記載されている。
 - ☒ イ 理念は、法人、保育所が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人、保育所の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。
 - ☒ ウ 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。
 - ☒ エ 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。
 - ☒ オ 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。
 - ☒ カ 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。
 - ☒ キ 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。

<コメント>

「大地にしっかりと根を張る大樹となつてほしい」という、法人共通の保育理念を基に、こころ、からだ、生活を柱とした3つの保育理念をホームページやパンフレットに掲載し、園見学者にも配布をするなどして広く周知に努めています。職員は、入職時研修、年度始めの職員会議や必要時においてこれらを確認しています。全体的な計画には理念を基にした、保育方針・保育目標を掲げており、年間を通じて保育方針を反映できるよう実践に努めています。保護者には入園時や進級説明会の際、理念、保育方針、目標などをしおりを用い、無料視聴サービスで説明していますが、全員への周知が課題です。

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。

2 I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
---	---

【判断基準】

- a) 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。
- b) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。
- c) 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。

- ☒ ア 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。
- ☒ イ 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。
- ☒ ウ 子どもの数・利用者(子ども・保護者)像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人(保育所)が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。
- ☒ エ 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。

<コメント>

園長は毎月園児数等の報告を法人に行い、国の保育政策の動向などは法人からの情報により得ています。さらに、私立保育園園長会に参加し、国の動向に加えて地域の「子ども・子育て支援事業計画」など横浜市が進める児童福祉施策の方向性、具体策にかかわる情報を収集しています。また、年1度保護者満足度調査を行い、園全体で抽出された課題を次年度の運営の参考にしています。園の経費については定期的に法人が見直しを行い、園にフィードバックをしています。

第三者評価結果

3

I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。

a

【判断基準】

- a) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。
 - b) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。
 - c) 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。
- ☒ ア 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。
 - ☒ イ 経営状況や改善すべき課題について、役員(理事・監事等)間での共有がなされている。
 - ☒ ウ 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。
 - ☐ エ 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。

<コメント>

法人では各園から示される保育実践の課題や、経営分析、組織体制などの検討を行っています。会議での決定内容は、系列全園に通知しています。園長から法人の方針、具体策について、職員に周知しています。さらに、年度末に行う園としての自己評価結果を踏まえ、課題の解決策を次期計画に反映できるように努めています。現状での職員体制や人材育成などは、エリアマネジャー、園長、主任、乳児・幼児リーダーの会議で情報共有し、今後の方向性、取組について話し合いをする体制が作られています。

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。

第三者評価結果

4

I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。

a

【判断基準】

- a) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
 - b) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。
 - c) 経営や保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
- ☒ ア 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標(ビジョン)を明確にしている。

- ☒ イ 中・長期計画は、経営課題や問題点の解決・改善に向けた具体的な内容になっている。
- ☒ ウ 中・長期計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。
- ☒ エ 中・長期計画は必要に応じて見直しを行っている。

<コメント>

令和3～5年の法人の長期計画があります。法人の企業理念を基に地域貢献に根差した子育て支援、人材の確保、育成、業務の効率化、職員の専門の向上を柱として作成し、さらに5つの中期計画を定めています。各園は、法人の計画をふまえ、「保育内容」「職員育成」「子育て支援」「安全管理」「保育環境、修繕」を柱として、3年間の長期計画と中期計画を作成しています。これらの計画は職員にも周知されています。計画を進めていく上での課題などは、保護者アンケート、職員の自己評価等からも具体的に課題、改善に向け年度末の報告で見直しをして次年度へ生かせるように努めています。

第三者評価結果

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
---	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
 - b) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
 - c) 単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
- ☒ ア 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。
 - ☒ イ 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
 - ☒ ウ 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
 - ☒ エ 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。

<コメント>

園で作成されている中期計画は、利用者満足調査結果、職員の自己評価結果で課題を挙げています。そして、課題に対する対応策を明記し、事業の評価、反省をして、園が取り組むべき課題解決に向けた内容を明確にしています。事業報告は中期計画の項目に対しての取組方や、それらにかかわる具体的な数字や、日程、行事内容が明記され、次期の改善が具体的にわかるようになっています。例えば、安全管理の意識統一不足と思われることに対しては、ヒヤリハットの活用と研修の実施を挙げ、次年度の中期計画に取組を記載しています。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

第三者評価結果

6	I-3-(2) -① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
---	--	---

【判断基準】

- a) 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
 - b) 事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
 - c) 事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
- ☒ ア 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。
 - ☒ イ 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。
 - ☒ ウ 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。

- ☒ エ 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。
- ☒ オ 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。

<コメント>
職員会議では、毎月、保育計画に照らした実践の振り返り、行事の評価などについて協議を行っています。年間指導計画は期ごと、月間指導計画はその月ごとの自己評価を行い、子どもたちの園生活が充実するようにPDCAサイクルに沿い、次の指導計画に生かされるように努めています。また、各自己評価を集約し、保育園としての自己評価として保護者に向けて開示し、保護者満足度調査の結果も公表しています。園ではこれらを踏まえて、園が取り組む課題を明確にし、次年度の事業計画に生かせるように努めています。これらの課題への取組は法人、園、職員と共有しています。

7

I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。

a

【判断基準】

- a) 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。
 - b) 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。
 - c) 事業計画を保護者等に周知していない。
- ☒ ア 事業計画の主な内容が、保護者等に周知(配布、掲示、説明等)されている。
 - ☒ イ 事業計画の主な内容を保護者会で説明している。
 - ☒ ウ 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。
 - ☒ エ 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。

<コメント>
園のリーフレットには、事業計画のもととなる、保育内容、行事、園の取組が記載されています。また年度初めの保護者会で事業計画の内容を理解しやすいように、内容をまとめたものを伝えています。さらに運営委員会で上がってきた保護者意見に対して、今年度の園での方向性や対応について伝え、サービスの向上につなげています。園だよりやお知らせでは、日々の活動や行事について保護者に向けて配信し、日々の生活にある保育方針への理解を得られるように努め、保護者が行事に参加しやすいように年間の予定表も配布しています。

I-4 福祉サービスの質の向上へ組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

8

I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

a

【判断基準】

- a) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。
 - b) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。
 - c) 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。
- ☒ ア 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。
 - ☒ イ 保育の内容について組織的に評価(C: Check)を行う体制が整備されている。
 - ☒ ウ 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
 - ☒ エ 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。

<コメント>

各指導計画は、クラス担任が作成し、園長の確認後計画を実施しています。年間指導計画は期ごとの振り返り、月間指導計画は前月の子どもたちの姿や、成長、興味の先を見て職員がどのように指導をしてきたか、内容を自身で評価反省して次の計画につなげています。園ではクラスミーティングの時間を設け、クラス内での意見交換と保育の振り返りを大切にして保育の質の向上に努めています。また、自己評価を実施する以外にも、研修に参加した職員が講師となって園内研修を行ったり、専門職職員が職員からの疑問に対して研修を行うなどして様々な知識が得られるような取組があります。

第三者評価結果

9

I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

a

【判断基準】

- a) 評価結果を分析し、明確になった保育所として取組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。
- b) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。
- c) 評価結果を分析し、保育所として取組むべき課題を明確にしていない。
 - ☒ ア 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。
 - ☒ イ 職員間で課題の共有化が図られている。
 - ☒ ウ 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
 - ☒ エ 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。
 - ☒ オ 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

<コメント>

職員の自己評価は13の項目に対して、それぞれが評価をしています。職員は個別に自己評価を行い、園長は面接を通じて課題を共有し、職員の振り返りの効果が高まるよう支援しています。園では職員の自己評価を集約したものを園の自己評価としています。さらに、運営委員会の保護者の声や、保護者満足度調査の結果なども踏まえて、園の課題、今後の対応、取組について保護者にも開示し、内容によっては次年度の事業計画に加えるなどして園全体で取り組む課題を把握しています。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。

第三者評価結果

10

Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。

b

【判断基準】

- a) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
- b) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
- c) 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
 - ☒ ア 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。
 - ☒ イ 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。
 - ☒ ウ 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。

- ☐ エ 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。

<コメント>

園長は園のリーダーとして事業計画や理念や方針、重点事項などを示し、方向性を会議等で職員と共有して運営管理に取り組んでいます。運営規定に、職員の職種、職務内容についての記載があり、園長不在時の指揮権等については、会議等で職員に伝えています。さらに園長不在時の避難訓練を行うなどして、職員自身がどのように行動すればよいか実践を通して体験する機会があり、有事に備える体制があります。しかし、職務分掌について職員間での共有はやや弱く、今後は、職員間での共有を深められることが望まれます。

第三者評価結果

11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
 b) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
 c) 施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
- ☒ ア 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。
☒ イ 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。
☒ ウ 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
☒ エ 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。

<コメント>

園長は、児童福祉法、保育所保育指針、労働基準法などの法令などを遵守し、認可保育所の管理者、労務管理の責任者として、あるべき姿勢で運営管理に臨んでいます。年1度法人主催の研修に参加して理解を深めています。法令等の変更などは職員への文書通達と共に、昼礼でも説明し、情報を共有しています。また、環境への配慮としてごみの分別の徹底、また事業計画にもSDGsへの取組を子どもと共に定める方針を記載しています。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。

第三者評価結果

12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲を持ち、その取組に指導力を発揮している。	a
----	---	---

【判断基準】

- a) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
 b) 施設長は、保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
 c) 施設長は、保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
- ☒ ア 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。
☒ イ 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。
☒ ウ 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。
☒ エ 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。
☒ オ 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。

＜コメント＞

園長はクラスミーティングに参加し、日々の保育の中で改善できる点について、職員に取組方などの指導、アドバイスを行っています。また、指導計画についてもアドバイスをするなど保育の質の向上に努めています。園では職員自身が個別の研修計画を立てています。園長は面談等を通じて職員の意向や、意見を聞き取り、研修目標に沿えるように職員一人ひとりの経験年数や資質に合わせてアドバイスをしています。研修受講後、職員は振研修報告書を作成し、受講者自身が講師となって園内研修を行い、成果の共有を図っています。

第三者評価結果

13 II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

a

【判断基準】

- a) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。
 - b) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
 - c) 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。
- ☒ ア 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。
 - ☒ イ 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。
 - ☒ ウ 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。
 - ☒ エ 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。

＜コメント＞

法人と社内システムで連携を図り、人事、労務、財務の分析を行い、組織運営に取り組んでいます。園として改善できることは事業計画に取り入れ、職員間で取組を共有しています。職員配置については、本人の希望や意向を踏まえたうえで、スキル、経験年数に応じて適材適所の配置となるよう園長が決めています。結婚、出産、介護などがあつた場合にも、職員が継続して勤務できるよう、時短勤務など、ライフワークバランスに配慮した環境を整えています。必要な物品教材、備品については倉庫に在庫管理表をつくり、数字的に把握しやすくしています。子どもの出席人数、活動内容、職員のシフトなどを考慮し、現場に合わせた人員配置を行って職員の働きやすい体制を保つように努めています。

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。

第三者評価結果

14 II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的計画が確立し、取組が実施されている。

a

【判断基準】

- a) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。
 - b) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。
 - c) 保育所が目標とする保育の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。
- ☒ ア 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。
 - ☒ イ 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。

- ☒ ウ 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。
- ☒ エ 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。

<コメント>

人材確保は、主体となる法人採用課と園が連携を取りながら、必要とする人材が配置できるように人員確保に努めています。インターネットでの人材募集、職員募集の貼り紙、友人紹介などを通じて採用活動を行っています。採用が決まった職員は、園見学をしながらエリアマネージャーや園長と面談を行っています。採用が決定した新卒者や職員にはフォローアップ研修等経験に見合った研修を行い、スムーズに業務移行できるように配慮しています。また、研修参加後はアンケートを実施して参加者のニーズも把握できるよう取り組んでいます。

15 II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 総合的な人事管理を実施している。
 - b) 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。
 - c) 総合的な人事管理を実施していない。
- ☐ ア 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。
 - ☒ イ 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。
 - ☒ ウ 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。
 - ☒ エ 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。
 - ☒ オ 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。
 - ☒ カ 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。

<コメント>

法人の人材育成ビジョンに「求める人材像」として、期待される職員像の記載があります。人事考課は就業規則に掲載し、職員が確認できるようにして、採用時にも昇進に伴う異動などがあることを伝えていきます。人事考課は、職員個々の目標シート、自己評価、園長面談などと連動して行っています。年2回の面接を通じて職員の課題、成果を基準に評価を行い、面接での助言を通じて、職員の目標管理、自己評価を支援しています。園長は、職員一人ひとりの得意な点を伸ばす場をつくり、自分の目標や、将来の見通しを持ち、自信をもって保育に取り組めるような関わり方を大切にしています。今後は、職員にもわかりやすい「期待される職員像」の周知が望まれます。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

第三者評価結果

16

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
--	---

【判断基準】

- a) 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。
- b) 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。
- c) 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。

- ☒ ア 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。
- ☒ イ 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。
- ☒ ウ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。
- ☒ エ 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。
- ☒ オ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。
- ☒ カ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
- ☒ キ 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。
- ☒ ク 福祉人材の確保、定着の観点から組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。

<コメント>

職員の有給休暇や時間外労働は勤怠管理ソフトを使い勤務時間、有給が明確になっています。園長は職員の就業状況を把握し、業務時間の平準化につなげています。職員の都合や事情による働き方への要望・提案はオープンに受け止め、シフトはワーク・ライフ・バランスに配慮して作成しています。福利厚生の取組として、勤続年数に応じた賞与、職員の意向を受け止め、日常的な対話や、必要に応じて面談を行っています。そして、職員の仕事上の悩みや困っていることがあればいつでも相談できる職場作りに努めています。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上にけた体制が確立されている。

第三者評価結果

17

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
-----------------------------------	---

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。
- b) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。
- c) 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。

- ☐ ア 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。
- ☒ イ 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。
- ☒ ウ 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。
- ☒ エ 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。
- ☒ オ 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。

＜コメント＞

法人の人材育成ビジョンに「求める人材像」としての記載があり、期待される職員像があります。キャリアパスの中に明示されている期待する職員像では、階層ごとの職員像や目標、目標達成の具体的な方策を明記しています。職員は目標達成シートや自己評価チェックシートを通して年度ごとの自己目標を持ち、その達成に向けて取り組んでいます。年2回年園長が全職員と個人面談を行い、その時点での目標達成の状況を確認しています。今後はキャリアパスに記載されている期待する職員像や、園が必要とする職員像をわかりやすく職員に伝えることが期待されます。

18

Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。

b

【判断基準】

- a) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。
- b) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。
- c) 保育所として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。
 - ☒ ア 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。
 - ☒ イ 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。
 - ☒ ウ 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。
 - ☒ エ 定期的に計画の評価と見直しを行っている。
 - ☒ オ 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。

＜コメント＞

期待する職員像に向けて、職員一人ひとりが自分の定めた目標に向けた研修計画を作成し、園長と面談をして、本人の意向、園の希望などを交えて必要な研修を把握しています。内容を検討するなど細かな研修計画が立てられています。園としても期待する職員像をわかりやすく明示する取り組みについては課題と捉えており、今後は、「期待する職員像」「求める資格」「研修と教育」を示し、キャリアパス制度と連動させて、面談時だけではなく、日常的にも体系的な人材育成制度の内容などを職員にわかりやすく伝えることが期待されます。

19

Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

a

【判断基準】

- a) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
- b) 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
- c) 職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
 - ☒ ア 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。
 - ☒ イ 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。
 - ☒ ウ 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。
 - ☒ エ 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
 - ☒ オ 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。

<コメント>

園が求める人材像を体系的に作り上げる為、職種や職層別を整理し、人材像が持つべき昇進、昇格の基準、賃金、スキル水準等のキャリアパスが設定されています。新卒者にはフォローアップ研修や日々の業務のなかで先輩からその人に見合ったOJTを実施しています。研修については、職員が自分で見つけた外部や他社の研修などにも参加を推奨し、勤務調整にも他職員の協力が得られる体制があります。研修内容は受講者が園内研修を行うなどして情報共有を図り、園の保育の質の向上につなげています。また、法人も入職後、経験年数に応じて海外研修を行うなどバックアップ体制があります。

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

第三者評価結果

20

II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。

b

【判断基準】

- a) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
 - b) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
 - c) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
- ☒ ア 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。
 - ☒ イ 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。
 - ☒ ウ 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。
 - ☐ エ 指導者に対する研修を実施している。
 - ☐ オ 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。

<コメント>

コロナ禍に開園をしていることもあり、実習生の受け入れは現在までありません。実習生の募集はホームページから行っており、保育士を目指す学生、資格習得中の方の受け入れが可能です。法人としても、養成校での講話を職員が講師として受けるなど、次世代育成へ貢献しています。今後の受け入れに備えて基本姿勢を明確にし、実習生担当者などを取り決める事が期待されます。

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

第三者評価結果

21

II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するため情報公開が行われている。

a

【判断基準】

- a) 保育所の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
 - b) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
 - c) 保育所の事業や財務等に関する情報を公表していない。
- ☒ ア ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。
 - ☒ イ 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。
 - ☒ ウ 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。

- ☒ エ 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。
- ☒ オ 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。

<コメント>

園のホームページには保育方針、保育サービス、保育計画などの情報を掲載するとともに、入園希望者が必要とする情報を提供しています。ホームページにはご意見・苦情解決も開示しています。園の自己評価は玄関に掲示し、保護者が閲覧できるようにしています。さらに、第三者評価の結果も公表ページにリンクして結果が閲覧できるようになっています。また、戸塚区主催の「とことこフェスタ」に紹介資料を提供しています。園はマンションの1～3階にあります。一般住居もあるため、掲示等はマンションオーナーへ相談の上行っています。

22

Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
 - b) 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
 - c) 公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
- ☒ ア 保育所における事務、経理、取引等に関するルール、職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。
 - ☒ イ 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。
 - ☒ ウ 保育所の事業、財務について、外部の専門家による監査支援等を実施している。
 - ☒ エ 外部の専門家による監査支援等の結果や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。

<コメント>

園長は園のリーダーとして、事業計画や理念や方針、重点事項などを示し、その方向性を会議等で職員と共有して運営管理に取り組んでいます。経理マニュアルには物品購入、小口現金の管理、保護者ごとに発生する利用料の徴収など、会計処理ルールが明確になっており、責任者を園長としています。社内外の監査での結果は、職員会議昼礼で職員間に周知し、アドバイスを従って適正な労務管理になるよう迅速な改善に努めています。

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。

第三者評価結果

23

Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
 - b) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
- ☒ ア 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。
 - ☒ イ 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。
 - ☒ ウ 子どもの個別的状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。
 - ☒ エ 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。

- ☒ オ 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。

<コメント>

全体的な計画に、地域の実態に対応した保育事業と行事への参加という項目を設け、地域との基本的な関わり方について明記されています。コロナ禍で実施ができなかったものもありますが、地域ネットワーク事業の会議や、就学に向けた5歳児交流に参加しています。園内の掲示板には病児保育、療育など保護者に向けた市からの情報を掲示していますが、職員は十分でないと感じています。園では、近隣の清掃活動に参加したり、散歩先での挨拶など通じて地域のニーズなどを把握し、園見学時の保護者の悩みなどにも専門的なアドバイスをしています。また、子ども110番の家として地域の子どもの安全に協力しています。

24

Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。

第三者評価結果

C

【判断基準】

- a) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
- b) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
- c) ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
- ☐ ア ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。
- ☐ イ 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。
- ☐ ウ ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している
- ☐ エ ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。
- ☐ オ 学校教育への協力を行っている。

<コメント>

コロナ禍での開園のため、これまでボランティアの受け入れはありません。元職員が、年に数回子どもたちにバイオリンの演奏を聞かせる機会があり、ボランティアの受け入れは可能です。園では今後、小、中学生の職業体験などの受け入れを計画しています。今後の取組に備え、ボランティア等受け入れマニュアルの整備を行い、受け入れを進めることが期待されます。

Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。

25

Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
- b) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
- c) 子どもによりよい保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
- ☒ ア 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。
- ☒ イ 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。
- ☒ ウ 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。

- ☒ エ 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。
- ☒ オ 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。
- ☒ カ 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。

<コメント>

場合によっては、速やかに関係機関に連絡や相談をする必要があることを想定し、事務室内には委託医院と警察署、消防署等「電話番号一覧」を掲示したり、戸塚区こども家庭支援課、横浜市戸塚地域療育センター、横浜市南部児童相談所、病院などの「関係機関リスト」のファイルを用意し、職員にも周知しています。関係機関との窓口は園長が行っています。日ごろから、巡回相談や区役所、保健師との連携をとっています。園児の健康診断や特に配慮を要する子どもだけではなく、保護者のケアも配慮し、関係機関との連携ができています。職員と共有する必要がある場合は昼礼、職員会議などで情報を周知し、園全体で子ども、保護者の見守りに努めています。

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。

第三者評価結果

26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a
----	---------------------------------------	---

【判断基準】

- a) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を積極的に行っている。
- b) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。
- c) 地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っていない。

- ☒ ア 保育所（法人）が実施する事業や運営委員会の開催、関係機関・団体との連携、地域の各種会合への参加、地域住民との交流や相談事業などを通じて、地域の福祉ニーズや生活課題等の把握に努めている。
- ☒ イ 保育所のもつ機能を地域へ還元したり、関係機関・団体との連携、民生委員・児童委員等との定期的な会議の開催等を通して、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努めている。
- ☒ ウ 地域住民に対する相談事業などを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。

<コメント>

年間を通して園見学を受け入れ、地域の子育て世代のニーズを把握し、保育の専門性を持った情報を提供しています。園長は、区の園長会に参加して情報交換を行うとともに、区内のコロナ禍での対応や保育実施上の課題などの把握に努めています。運営委員会を年2回開催し、保護者との意見交換を行って、その過程を運営委員会議事録に記録し、保護者に開示しています。職員には区の園長会で取り上げられたことや、運営委員会の内容と、今後の園の取組について周知し、園全体で次の計画につなげています。

27

Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	第三者評価結果 b
---	--------------

【判断基準】

- a) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
 - b) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
 - c) 把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
- ☒ ア 把握した地域ニーズ等にもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。
 - ☐ イ 把握した福祉ニーズ等にもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。
 - ☐ ウ 多様な機関等と連携して、社会福祉分野のみならず、地域コミュニティの活性化やまちづくりなどにも貢献している。
 - ☐ エ 保育所（法人）が有する福祉サービスの提供に関するノウハウや、専門的な情報を地域に還元する取組を積極的に行っている。
 - ☒ オ 地域の防災対策や、被災時における福祉的な支援を必要とする人びと、住民の安全・安心のための備えや支援の取組を行っている。

<コメント>

コロナ禍での開園ということもあり、地域との交流は今後の課題となっていますが、法人が考える「保育園は地域の皆さんのご理解、ご協力のうでで運営が成り立っています。」を念頭に取組をしています。園はマンションの1～3階にあり、災害時には支援を必要とする人、マンションの住人への支援ができるように3日間程度の備蓄を行っています。また、職員は看護師から応急処置の研修を受け、災害時、緊急時に役にたてるよう備えています。今後は、園が保育の専門知識を地域に還元できる取組などについて、情報公開し、取り組むことが期待されます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの提供

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。

28

Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	第三者評価結果 a
--	--------------

【判断基準】

- a) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
 - b) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
 - c) 子どもを尊重した保育についての基本姿勢が明示されていない。
- ☒ ア 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ☒ イ 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。
 - ☒ ウ 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、個々の保育の標準的な実施方法等に反映されている。
 - ☒ エ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。
 - ☒ オ 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。
 - ☒ カ 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。
 - ☒ キ 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。
 - ☒ ク 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。

<コメント>

園の理念や保育方針は、子ども一人ひとりを尊重する内容となっています。業務マニュアルにも人権に配慮した保育について記載し、職員会議や園内研修で職員自身が意識するようにしています。保護者に対しては、入園説明会やホームページ、クラス便りなどで園での取組を説明しています。職員が、文化の違い、障害の有無を問わず、一人のできる事を褒め、認める姿勢を子どもたちに見せることで、子どもたちが自然にお互いを認め、思いやりを持つ気持ちを持てるよう育てています。保育士は研修などを通じて子どもを尊重した保育について学び、自己評価で定期的に振り返りを行っています。性差による固定的な対応はしないように配慮しています。

第三者評価結果

29

Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。

a

【判断基準】

- a) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した保育が行われている。
- b) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した保育が十分ではない。
- c) 子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
 - ☒ ア 子どものプライバシー保護について、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務等を明記した規程・マニュアル等が整備され、職員への研修によりその理解が図られている。
 - ☒ イ 規程・マニュアル等にもとづいて、プライバシーに配慮した福祉サービスが実施されている。
 - ☒ ウ 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。
 - ☒ エ 子ども・保護者にプライバシー保護に関する取組を周知している。

<コメント>

法人はプライバシー保護規定を整備し、業務マニュアルにプライバシーの尊重と保護について記載をしています。新入職員研修では子どものプライバシーについて職員に周知し、理解を深めプライバシーや羞恥心に配慮した保育を行っています。保護者に対しては、入園時の説明会で重要事項説明書に沿ったプライバシー保護に関する内容を説明しています。子どものプライバシーや羞恥心に配慮して、プール遊びでは目隠しを設置し、おむつ替えや着替えの際にも場所を考慮しています。子どもには、着替えの順序などを低年齢期から伝え、年長児は今期はプライベートゾーンについての話をする場を設けました。

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。

第三者評価結果

30

Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。

a

【判断基準】

- a) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
- b) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
- c) 利用希望者が保育所を選択するために必要な情報を提供していない。
 - ☒ ア 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。
 - ☒ イ 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
 - ☒ ウ 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。

- ☒ エ 見学等の希望に対応している。
- ☒ オ 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。

<コメント>

区役所のイベント時に保育園の特性など写真付きの資料を掲示しています。また、法人ホームページには保育目標、保育の内容、施設ごとに、秋の音楽鑑賞会レボや給食レボなどがPDFで紹介され、誰にでもわかりやすい内容になっています。トピックスは随時更新され、その他の情報は年一度見直し、更新されています。園のパンフレットは写真や絵を使ってわかりやすい内容になっており、毎年作り直しています。保育園見学は、対面式、Zoomで行い、対面式では園長がコロナの感染状況をみながら園内を案内し、Zoom見学は、写真で園内をわかりやすく紹介しています。園見学では、保護者に育児の悩みなどの相談を行い、親しみやすい雰囲気づくりを心がけています。

31

Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
 - b) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
 - c) 保育の開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
- ☒ ア 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。
 - ☒ イ 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
 - ☒ ウ 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
 - ☒ エ 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。
 - ☒ オ 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。

<コメント>

入園時に入園のご案内を配布して保育理念・方針・保育目標や保育内容などを説明し、保護者から同意書をもらっています。また、年度初めに動画共有サイトでわかりやすく園の紹介を行っています。途中入園や退園、変更の場合は、個別に保護者へ説明しています。配慮が必要な保護者には、個々の保護者を知り、職員と共有しながら対応を統一しています。

32

Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した対応を行っている。

第三者評価結果

b

【判断基準】

- a) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮している。
 - b) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮していない。
- ☒ ア 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。
 - ☒ イ 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。
 - ☐ ウ 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

<コメント>

途中転園する子どもの転園先への引き継ぎは、基本区役所を通して行っています。また、細かい配慮が必要な子どもに関しては、保護者の同意のもと、園に連絡を入れ引き継ぎを行っています。転園や退園の際には今後についても園長や担任が相談や気軽に園に来れるような声掛けを行っています。今後は、相談方法や担当者について記載した文書を作成して渡すことが期待されます。

Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。

33

Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 利用者満足度を把握する仕組みを整備し、利用者満足度の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
- b) 利用者満足度を把握する仕組みを整備し、利用者満足度の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
- c) 利用者満足度を把握するための仕組みが整備されていない。
 - ☒ ア 日々の保育のなかで、子どもの満足度を把握するように努めている。
 - ☒ イ 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。
 - ☒ ウ 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足度を把握する目的で定期的に行われている。
 - ☒ エ 職員等が、利用者満足度を把握する目的で、保護者会等に出席している。
 - ☒ オ 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。
 - ☒ カ 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。

<コメント>

職員は日々の活動の中で、子どもたちの姿をとらえ、指導計画と照らし合わせて子どもたちの興味の先を見つけるように意識しています。利用者満足度調査を行い、保護者の要望をとらえて、分析、検討し、園の運営に生かせるように職員間で周知しています。個人面談から保護者ニーズを把握し、連絡ノート、送迎時の会話で気になることがあれば職員間で情報共有して改善し見守りに努めています。保護者の要望等を周知し、どのように園が取り組んでゆか、今後の課題なども職員間で共有しています。保護者懇談会でも、園に対する疑問、要望、満足している点などを聞く時間を設けて改善の取組につなげています。

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。

34

Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
- b) 苦情解決の仕組みが確立され保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
- c) 苦情解決の仕組みが確立していない。
 - ☒ ア 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。
 - ☒ イ 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。

- ☒ ウ 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。
- ☒ エ 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。
- ☒ オ 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
- ☒ カ 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。
- ☒ キ 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。

<コメント>

「苦情処理に関する規則」を整備し、苦情解決責任者は法人、苦情受付担当者は園長が務め、第三者委員を設置しています。苦情対応については「入園のしおり(重要事項説明書)」に記載し、入園説明会で園長が保護者に説明しています。玄関にも掲示して周知しています。さらに、園の所在地にある各市町村の窓口にも掲載しています。保護者が意見を述べやすいように連絡帳の活用、意見箱の設置、職員の声かけなどにより、保護者が苦情を伝えやすい環境に配慮しています。苦情は「面談記録」に記録し、保護者へ対応策を報告しています。苦情、要望は職員会議で話し合っ保育の質の向上に活かし、結果は申し出た保護者に配慮したうえで公表しています。

35

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすいように環境を整備し、保護者等に周知している。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
- b) 保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
- c) 保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
 - ☒ ア 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。
 - ☒ イ 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。
 - ☒ ウ 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。

<コメント>

保護者に配布する「入園のしおり(重要事項説明書)」に「苦情対応」について記載し、意見箱や書面など複数の方法で意見を述べられることを説明しています。「苦情対応」は重要事項説明書に記載するとともに、玄関掲示もしています。また、登降園時には積極的に保護者へ声かけを行い、意見を述べやすい雰囲気づくりに努め、些細なことでも気軽に申し出て欲しいと伝えています。保護者の相談に応じる時には、プライバシーに配慮して空いている部屋、相談室を利用し、保護者が意見を述べやすい環境を整えています。

36

Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
- b) 保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
- c) 保護者からの相談や意見の把握をしていない。

- ☒ ア 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
- ☒ イ 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
- ☒ ウ 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。
- ☒ エ 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
- ☒ オ 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。
- ☒ カ 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。

<コメント>

登園時には、家庭での子どもの様子を丁寧に聞いています。日々の保護者への声かけや、連絡帳のやり取りなどを通して、保護者が相談や意見を伝えやすい雰囲気づくりに努めています。玄関に設置した意見箱や保護者満足度調査などにより把握した保護者の意見や要望は、マニュアルに沿ってできるだけ早急に対応しています。保護者からの意見等は、昼礼や職員会議で改善・対応策を検討したあと、保護者にフィードバックし、面談記録に内容を記録しています。これらの意見などは、法人と園で共有し、保育の質の向上に活用しています。苦情対応マニュアルは必要に応じて確認し、年度末に法人と園で見直しを行っています。

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のために組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。

a

【判断基準】

- a) リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
 - b) リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
 - c) リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
- ☒ ア リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。
 - ☒ イ 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。
 - ☒ ウ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。
 - ☒ エ 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。
 - ☒ オ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
 - ☒ カ 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。

<コメント>

園のリスクに関する責任者は園長です。月一度、安全チェックリストを用いて園内の安全チェックを行っています。事故防止に関するマニュアルの整備とともに、「救急時対応マニュアル」を備え、内容はフローチャートで視覚化されて職員に周知されています。クラスごとに怪我、熱性けいれん、エピソードなどの緊急シートが掲示されています。マニュアルは定期的に見直しを行っています。園ではヒヤリハットの活用と研修を事業計画にあげ、事務所内にヒヤリハットの掲示をして、事故を未然に防ぐための対応や、心がけを職員間で共有しています。また、他園の危険事例も含めて職員会議で分析し、対応策の検討をして、再発防止に努めています。

第三者評価結果

38

Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。

a

【判断基準】

- a) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
 - b) 感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
 - c) 感染症の予防策が講じられていない。
- ☒ ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。
 - ☒ イ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。
 - ☒ ウ 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。
 - ☒ エ 感染症の予防策が適切に講じられている。
 - ☒ オ 感染症が発生した場合には対応が適切に行われている。
 - ☒ カ 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。
 - ☒ キ 保護者への情報提供が適切になされている。

<コメント>

看護師が中心となり、感染症対策の管理体制が整備されています。「保育所における感染症ガイドライン」「新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン」などに沿って、看護師が中心となって園内の感染症対策を実施し、職員に周知しています。マニュアル類は、職員が日々活用し、最新のものになるように定期的に見直しを行っています。感染症が流行する前に嘔吐物処理などの園内研修を行っています。また、日々の消毒などの徹底も職員間で周知しています。園内で感染症が発生した場合は、保護者に向けて玄関に感染症に関するお知らせを掲示するとともに、連絡用アプリや掲示、保健便りなどで注意喚起をしています。

第三者評価結果

39

Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。

a

【判断基準】

- a) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
 - b) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
 - c) 地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
- ☒ ア 災害時の対応体制が決められている。
 - ☒ イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。
 - ☒ ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。
 - ☒ エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
 - ☒ オ 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。

<コメント>

災害対応に関するマニュアルを整備し、災害時の役割分担、災害時の対応(避難の仕方、連絡体制)などが詳しく決められています。災害発生時の管理権限者は園長が務め、代行者は主任とするなど、対応体制を整備しています。園周辺の状況を勘案し、自然災害、地震・火災・不審者などの発生時については危機管理対応に関するマニュアルにまとめられています。マニュアルは定期的に法人、園で見直しを行っています。安否確認について連絡用アプリを利用した速やかな連絡体制ができており、職員に周知されています。災害時に備えて食料、備品の備蓄リストを作成し、栄養士が管理者となっています。防災計画に基づき消防署、警察などと連携した訓練も実施しています。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。

第三者評価結果

40

Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。

b

【判断基準】

- a) 保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた保育が実施されている。
- b) 保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた保育の実施が十分ではない。
- c) 保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。
 - ☒ ア 標準的な実施方法が適切に文書化されている。
 - ☒ イ 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。
 - ☐ ウ 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。
 - ☒ エ 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。
 - ☒ オ 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。

<コメント>

法人は、標準的な実施方法のマニュアルを整備しており、入園時に配布する入園のしおりに子どもの尊重やプライバシーの保護などに関わる姿勢が明示されています。職員は、看護師によるプライベートゾーンについての研修を受講し、職員会議などで報告しています。職員会議などで保育の実施方法について意見交換を行っています。保育士等の自己評価を実施し、園長が個別面談の際に標準的な実施方法について確認しています。マニュアルの変更の際は、マニュアルを基に研修などを実施していますが、新人職員には標準的な実施方法についての勉強会などが実施されていません。取組が期待されます。

第三者評価結果

41

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

【判断基準】

- a) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。
- b) 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。
- c) 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。
 - ☒ ア 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。
 - ☒ イ 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。
 - ☒ ウ 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。
 - ☒ エ 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。

<コメント>

全体的な計画は、園長が年度末に職員や保護者会、運営委員会などの意見を基に作成しています。全体的な計画を基に、職員は各学年ごとの年間計画や月案、週日案を作成しています。また、月別個人指導計画を保護者と共有することで意見や思いを聞き、計画に反映させています。園長は個人面談での職員の意見などから、職員会議で検討し保育内容に反映させています。職員は、週日案で毎日振り返り、翌日の保育に生かしています。ミーティングを通して子どもの姿を捉え、翌月の保育に具体的なアプローチや内容を検証・見直しています。標準的な実施方法のマニュアルは法人が作成しており、園長会議などで内容について話し合っています。今後、定期的なマニュアルの検証・見直しに関する時期やその方法を定めることが期待されます。

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。

第三者評価結果

42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
----	--------------------------------------	---

【判断基準】

- a) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。
 - b) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。
 - c) アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。
- ☒ ア 指導計画作成の責任者を設置している。
 - ☒ イ アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。
 - ☒ ウ さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。
 - ☒ エ 全体的な計画にもとづき、指導計画が作成されている。
 - ☒ オ 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。
 - ☒ カ 計画の作成にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
 - ☒ キ 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
 - ☒ ク 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。

<コメント>

全体的な計画は、園長が責任者として年度末に職員の意見を聞き、作成しています。職員は各クラスごとの年間計画や月案、週日案を作成しています。年間計画、月案などの振り返りを実施しています。園長やエリアマネジャー、クラス役員などが参加する運営委員会を開催し、指導計画などに対する意見を聞いています。月別個人指導計画を作成して子どもの今の姿と目標をわかりやすく伝え、保護者が意見を記入し、連携しています。個別ケースについては昼礼や職員会議で伝え、栄養士や調理師、看護師も意見交換しています。また、嘱託医や有識者からも保育や対応についてアドバイスを受け、取り組んでいます。

第三者評価結果

43

Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。

a

【判断基準】

- a) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
- b) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
- c) 指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない
 - ☒ ア 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
 - ☒ イ 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
 - ☒ ウ 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
 - ☒ エ 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
 - ☒ オ 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。

<コメント>

指導計画は月末や年度末に見直しを行っています。月案や週日案は、状況に応じて柔軟に対応しており、週日案は変更した場合の記入欄を設けており、クラスミーティングなどで伝えています。保護者懇談会や保護者面談、保護者役員が参加する運営委員会では、指導計画などについての意見を聞いています。指導計画を緊急で変更する場合はクラスで相談し、主任リーダーに伝え記録に残し、園長に伝えています。年齢ごとの年間指導計画や月案、週日案は、振り返りや園長のコメントを基にして次の指導計画を作成しています。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。

第三者評価結果

44

Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

a

【判断基準】

- a) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
- b) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
- c) 子ども一人ひとりの保育の実施状況が記録されていない。
 - ☒ ア 子どもの発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。
 - ☒ イ 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
 - ☒ ウ 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。
 - ☒ エ 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。
 - ☒ オ 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。
 - ☒ カ コンピュータネットワークや記録ファイル等を通じて、事業所内で情報を共有する仕組みが整備されている。

<コメント>

児童票に月別個人指導計画や発達経過、生活状況が記録されています。月別個人指導計画は、保育の実施状況が確認でき、保護者の確認や意見が記入できます。保育所児童記録要録は園長指導のもと、担当職員が作成しています。毎日の昼礼や職員会議で伝達ノートなどを使い情報の共有を行っています。記録やマニュアルはファイルされており、職員はいつでも見ることができます。

45

Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【判断基準】

- a) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
- b) 子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
- c) 子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
 - ☒ ア 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。
 - ☒ イ 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。
 - ☒ ウ 記録管理の責任者が設置されている。
 - ☒ エ 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。
 - ☒ オ 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。
 - ☒ カ 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。

<コメント>

法人が定めた個人情報保護規定や運営規定があり、秘密の保持や記録の整備などについて定められています。記録管理の責任者は園長とし、書類は鍵付きの棚で保管し、管理ノートを使って確認しています。職員は入職時に個人情報保護などについて研修を受講し、職員会議や昼礼などで、個人情報の取扱いについて周知されています。保護者には入園時に入園の案内に記載した個人情報の取り扱いについて説明しています。

(別紙2A)

第三者評価結果（内容評価基準）

A-1 保育内容

A-1-（1）全体的な計画の作成

A1

A-1-（1）-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成している。
 - b) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成しているが、十分ではない。
 - c) 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じ作成していない。
- ☒ ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。
 - ☒ イ 全体的な計画は、保育所の理念、保育の方針や目標に基づいて作成している。
 - ☒ ウ 全体的な計画は、子どもの発達過程、子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態などを考慮して作成している。
 - ☒ エ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して作成している。
 - ☒ オ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の作成に生かしている。

<コメント>

全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などに則り、法人の理念「大地にがっしり根を張る大樹となってほしい」保育方針「ころ・からだ・生活の三位一体の保育を目指す」園の保育目標「自己決定ができる子・感性豊かな子・思いやりのある子」に基づき園長が作成し、職員が確認しています。作成にあたり、子どもの発達過程や子どもと家庭の状況や保育時間、地域の実態に対応した保育事業や行事参加などを考慮し、職員の自己評価や指導計画の自己評価と園長のコメント、職員会議やミーティングなどの協議から全体的な計画の評価を行い、作成に生かしています。

A-1-（2）環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A2

A-1-（2）-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。

第三者評価結果

a

【判断基準】

- a) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。
 - b) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。
 - c) 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。
- ☒ ア 室内の温度、湿度、換気、採光、音などの環境は、常に適切な状態に保持している。
 - ☒ イ 保育所内外の設備・用具や寝具の衛生管理に努めている。

- ☒ ウ 家具や遊具の素材・配置等の工夫をしている。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
- ☒ オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が確保されている。
- ☒ カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫がされている。

<コメント>

マンションの1階～3階を使用して運営しています。室内の温度や湿度、換気は決められた時間に確認し、適切に管理しています。日当りはよく、静かな環境が保持されています。部屋、廊下は広くて清掃は行き届き、子どもがのびのびと過ごせる環境です。部屋や廊下、床、トイレ、玩具などは、担当を決め、1日2回消毒をしています。昼寝用のコットは、週1回消毒し、天日干しをして衛生的に管理しています。家具は木製で子どもの成長や興味に合わせて配置しています。職員は日々の保育の中で子どもの過ごしやすさについて話し合っています。個々の子どもの姿を捉え、ベビー用の柵などで仕切った食事スペースやパーテーションを使用してくつろいだり、落ち着ける空間を設定するなど工夫をしています。手洗い場やトイレは、高さ、広さ、設備などが適切で清潔に管理されています。

第三者評価結果

A3

A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。

a

【判断基準】

- a) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。
 - b) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っているが、十分ではない。
 - c) 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っていない。
- ☒ ア 子どもの発達と発達過程、家庭環境等から生じる一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、尊重している。
 - ☒ イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
 - ☒ ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとろうとしている。
 - ☒ エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
 - ☒ オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
 - ☒ カ せかす言葉や制止させる言葉を不必要に用いないようにしている。

<コメント>

職員は、入園時に提出された家庭調査票や健康調査票をもとに、発達経過票に記載して子どもの発達と発達過程、家庭環境などから生じる子どもの個人差を職員会議などで十分把握し、尊重しています。年間指導計画の養護の欄に「安心して過ごせるように、コミュニケーションやスキンシップをとりながら不安な気持ちを受け止める」など年齢別に具体的に記載されています。子どものかみつきなどの行動の意味を職員で話し合い、一人ひとりの表現を大切に受け止め、子どもの気持ちに寄り添って、安心して過ごせるよう関わりを持っています。危険な場合をのぞき、せかす言葉や制止する言葉を不用意に使わないようにしています。

第三者評価結果

A4

A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
- b) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
- c) 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。

- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発達に合わせて、生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう配慮している。
- ☒ イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、子どもが自分でやろうとする気持ちを尊重して援助を行っている。
- ☒ ウ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、強制することなく、一人ひとりの子どもの主体性を尊重している。
- ☒ エ 一人ひとりの子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
- ☒ オ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。

<コメント>

看護師は保健指導計画を作成し、手洗い、マスク指導など子どもたちの年齢にあった生活習慣の大切さを説明しています。また、保護者に向けて指導内容の写真付きポスターを玄関先に掲示し、保護者懇談会で子どもたちが身につけようとしていることやクラスでの働きかけについて話し、家庭でも一緒に取り組めるよう働きかけています。月齢だけでなく、一人ひとりの発達やこころの育ちを捉えて、自らやろうとする気持ちと姿を尊重し、見守ったり、さりげなく援助を行っています。体を動かした後は必ず水分補給し、座って休息をするようにしています。

第三者評価結果

A5

A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。

a

【判断基準】

- a) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。
- b) 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開しているが、十分ではない。
- c) 子どもが主体的に活動できる環境の整備や、子どもの生活と遊びを豊かにする保育が展開されていない。

- ☒ ア 子どもが自主的・自発的に生活と遊びができる環境を整備している。
- ☒ イ 子どもが自発性を発揮できるよう援助している。
- ☒ ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
- ☒ エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
- ☒ オ 生活と遊びを通して、友だちなどと人間関係が育まれるよう援助している。
- ☒ カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう援助している。
- ☒ キ 社会的ルールや態度を身につけていくよう配慮している。
- ☒ ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
- ☒ ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
- ☒ コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

<コメント>

子どもが主体的に活動できるような計画を作成し、保育を展開しています。おもちゃや本は、自由に取り出せるよう棚の位置や配置を工夫し、棚に写真を貼ることで子どもが片付けやすい工夫をしています。ティッシュペーパーの箱や毛糸などを用意し、子どもの希望で自由に制作活動を行うなどの自由遊びだけでなく、決められた遊びにおいても1つに限定せず、子どもが選択できるようにしています。自由遊びの時間は、クラス交代でプレイルームでマットや跳び箱など好きな遊びを行っています。運動会の種目ではグループで協力して挑戦すること、秋まつりではグループで意見を出し合ってお店を出すなど協同して活動し、人間関係が育まれるよう援助しています。散歩で交通ルールを学び、草花や虫探しができる場所に出かけて身近な自然と触れあっています。おまつりごっこに向けて近所の店を見学し、近所の方からカブトムシをもらうなど地域の方に接する機会や社会体験が得られる機会を設けています。

A6

A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 適切な環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ☒ ア 0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫がされている。
 - ☒ イ 0歳児が、安心して、保育士等と愛着関係(情緒の安定)が持てるよう配慮している。
 - ☒ ウ 子どもの表情を大切にし、応答的な関わりをしている。
 - ☒ エ 0歳児が、興味と関心を持つことができる生活と遊びへの配慮がされている。
 - ☒ オ 0歳児の発達過程に応じて、必要な保育を行っている。
 - ☒ カ 0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。

＜コメント＞

早朝に来園する子どもには、様子に応じてパーテーションで午前寝のスペースを用意しています。月齢差に配慮した関りや担任が抱っこするなど特定の保育士との関りを多く持つことで、愛着関係を深めています。“いないいないばー”など一対一の関りや、指先を使う“プチプチつぶし”や小麦・パン粉・片栗粉粘土、保育士手作りの指先を使って遊ぶおもちゃなど発達に合わせたおもちゃを用意し、お気に入りのおもちゃで遊んでいます。保育士や専門職の職員が一体となり、心地よく生活し、健やかに成長できるよう配慮・援助しています。連絡帳や週1回保護者が提出する食事表を基に、栄養士は食材の種類や形状を把握し、家庭と連携して離乳食を進めています。

A7

A-1-(2)-⑥ 1歳以上3歳未満児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
- ☒ ア 一人ひとりの子どもの状況に応じ、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重している。
 - ☒ イ 探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
 - ☒ ウ 子どもが安心して遊びを中心とした自発的な活動ができるよう、保育士等が関わっている。
 - ☒ エ 子どもの自我の育ちを受け止め、保育士等が適切な関わりをしている。
 - ☒ オ 保育士等が、友だちとの関わりの仲立ちをしている。
 - ☒ カ 様々な年齢の子どもや、保育士以外の大人との関わりを図っている。
 - ☒ キ 一人ひとりの子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮がされている。

＜コメント＞

自分でしようとする気持ちに寄り添った保育ができるよう、一人ひとりの発達状況について職員間で共有しています。手洗いやズボン、靴下などの着脱の際は、自分で最後までやりたい気持ちを尊重し、まずは見守り、必要に応じて支援をしています。公園で採った落ち葉や木の実を持ち帰って制作活動を行っています。保育士は、友だちとの関りの中でかみつきや手が出る前に、子どもの気持ちを汲み取りながら代弁しつつ見守っています。朝夕の合同保育の中で様々な年齢の子どもと触れ合える環境になっています。また、保育士だけでなく、看護師、栄養士、調理士、体操教室の先生、学生アルバイト、公園の利用者など様々な大人と関りを持っています。月別個人指導計画を作成し、目標や、配慮、反省・評価を保護者に伝え要望を聞き共に発達を働きかけています。

第三者評価結果

A8

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。

- ☒ ア 3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のあ
る活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☒ イ 4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽し
みながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☒ ウ 5歳児の保育に関して、集団の中で一人ひとりの子どもの個性が活かされ、友だち
と協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を
整え、保育士等が適切に関わっている。
- ☒ エ 子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の
小学校等に伝える工夫や配慮がされている。

＜コメント＞

3歳児は棚から自分で遊びたいおもちゃを取り出し、ブロック、おままごとコーナーなどを作り、興味ある遊びに取り組んでいます。4歳児は、ごっこ遊びなどを仲の良いグループで楽しんでいます。自分の思いを表現しながら、時にはお友だちと意見が合わないこともありますが、個々を認められるように保育士が支援しながら友だちと関わりを持って活動しています。5歳児は秋祭りでクラスのおみこしづくり、お店屋さんの出店などを協力して作り上げる楽しみや達成感が感じられる取組を行っています。保護者には、生活発表会や地域の小学校を借りての運動会などで子どもの育ちや協同的な活動などについて伝えています。また、幼児クラスはアプリで一日の活動の様子を保護者に配信しています。コロナ禍で地域との関係性を作る取組が難しい状況ですが、お店屋さんの出店に向けて商店街を見学したり、カブトムシや七夕の笹を提供していただく近隣の方へ、お礼の手紙を書くなど、できることを行っています。保育所児童保育要録に記載し就学先に伝えています。

第三者評価結果

A9

A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
- b) 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
- c) 障害のある子どもが安心して生活できる環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。

- ☒ ア 建物・設備など、障害に応じた環境整備に配慮している。
- ☒ イ 障害のある子どもの状況に配慮した個別の指導計画を作成し、クラス等の指導計画と関連づけている。
- ☒ ウ 計画に基づき、子どもの状況と成長に応じた保育を行っている。
- ☒ エ 子ども同士の関わりに配慮し、共に成長できるようにしている。
- ☒ オ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
- ☒ カ 必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。
- ☒ キ 職員は、障害のある子どもの保育について研修等により必要は知識や情報を得ている。
- ☒ ク 保育所の保護者に、障害のある子どもの保育に関する適切な情報を伝えるための取組を行っている。

<コメント>

園の入り口や廊下、トイレなどのスペースは広く、手すりが設置されています。障害のある子どもには、個別指導計画を作成し、子どもが理解しやすいように絵のカードや一日の流れを書いた表の作成、手順などで障害の特徴に合わせた配慮や環境を整えています。保護者とは、連絡帳を使うなど密に情報共有し、安心できる場や人的環境を整えています。横浜市戸塚地域療育センターと連携し、療育巡回相談を利用してアドバイスをもらっています。また、健康診断では保護者から子どもの育ちなど気になることに質問を受け、医師からの回答を伝えています。職員は、法人研修や県のキャリアアップ研修などの障害児保育などに関したWEB研修を受講し、他の職員にフィードバックしています。保護者懇談会で、障害のある子どもの状況などを話しています。

第三者評価結果

A10

A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。

a

【判断基準】

- a) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
 - b) それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
 - c) それぞれの子どもの在園時間を考慮した保育環境の整備、保育の内容や方法に配慮していない。
- ☒ ア 1日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
 - ☒ イ 家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
 - ☒ ウ 子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
 - ☒ エ 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
 - ☒ オ 子どもの在園時間や生活リズムに配慮した食事・おやつ等の提供を行っている。
 - ☒ カ 子どもの状況について、保育士間の引継ぎを適切に行っている。
 - ☒ キ 担当の保育士と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

<コメント>

月案で「長時間の保育におけるねらいと配慮」を計画し、子どもが一日を心地よく穏やかに過ごせるように取り組んでいます。園での生活は、家庭生活の延長線上にあることを考慮して、受け入れ時には家庭での体調や様子について聞き取り、異年齢で過ごす時間もあるので、職員は伝達ノートや昼礼で情報共有しています。また、咳き込むなど子どもの体調などに応じて、保健室やゴロゴロコーナーで過ごすなど配慮しています。合同保育時は、乳児と一緒にいる前におもちゃを片付ける、乳児、幼児はパーテーションで分けるなど安全に配慮しています。昼食とおやつで一日の栄養割合を乳児は50%、幼児は40%となるようにしています。午後は健康的で腹持ちの良いおやつを提供しています。担当の保育士は、連絡帳や朝夕の迎え時での会話や連絡ノートを使い、連携をとっています。

第三者評価結果

A11

A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。

b

【判断基準】

- a) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
- b) 小学校との連携、就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
- c) 小学校との連携や就学を見通した計画、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。

- ☒ ア 計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育が行われている。
- ☒ イ 子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ☒ ウ 保護者が、小学校以降の子どもの生活について見通しを持てる機会が設けられている。
- ☐ エ 保育士等と小学校教員との意見交換、合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
- ☒ オ 施設長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。

<コメント>

全体的な計画や、年間指導計画、月案に小学校との連携や就学に関する事項が記載され、それに基づいた保育を行っています。子どもの活動は絵日記やカルタ、保育士がひらがな表をもって練習したり、運動会での目標を書くなど就学に向けて見通しを持てるように取り組んでいます。保護者には、月別個人指導計画を渡し、アプリなどで就学に向けての取組を伝えています。地域交流として戸塚区9園5歳児交流を計画しています。小学校との連携は、コロナ禍や、昨年初めて卒園児を送り出したことなど今後の課題としており、今年度初めて計画しています。今後の取組が期待されます。小学校を借りて運動会を開催しているため、子どもと下見に行き、小学校の雰囲気を感じ取る機会を設けています。担当職員は園長指導のもと、保育所児童保育要録を作成しています。

A-1-(3) 健康管理

第三者評価結果

A12 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。

a

【判断基準】

- a) 子どもの健康管理を適切に行っている。
 - b) 子どもの健康管理を適切に行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの健康管理を適切に行っていない。
- ☒ ア 子どもの健康管理に関するマニュアルがあり、それに基づき一人ひとりの子どもの心身の健康状態を把握している。
 - ☒ イ 子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えとともに、事後の確認をしている。
 - ☒ ウ 子どもの保健に関する計画を作成している。
 - ☒ エ 一人ひとりの子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
 - ☒ オ 既往症や予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
 - ☒ カ 保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝えている。
 - ☒ キ 職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
 - ☒ ク 保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

<コメント>

健康管理マニュアルに基づき健康台帳や個別健康記録表を作成しています。職員は伝達ノートや昼礼を活用して個々の気になる健康状態を共有して保育を行っています。保護者には連絡帳や口頭で伝え、家庭での様子や経過を翌日確認しています。看護師は健康安全保健指導計画を作成し、保護者に健康調査票の提出を依頼して予防接種の状況など子どもの健康に関わる情報が得られるように努めています。熱性けいれんや脱臼の既往歴を表にして職員全体で把握し、研修を実施して緊急時の対応が出来るようにしています。看護師はSIDSに関する園内研修を行っています。プレスチェックは、午睡チェック表を使い、定められたチェックを行っています。担当者はビブスを着用し、意識づけと担当者を明確にして実施しています。保護者へは入園時に園の健康に関する取組や方針について説明しています。また、入園時や保護者懇談会でSIDSについて説明し、仰向け寝の重要性を伝え家庭での取組をお願いします。看護師は毎月保健だよりを発行して保護者に感染症情報など保健に関する情報を発信しています。

第三者評価結果

A13

A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。

a

【判断基準】

- a) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。
- b) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映しているが、十分ではない。
- c) 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映していない。
 - ☒ ア 健康診断・歯科健診の結果が記録され、関係職員に周知されている。
 - ☒ イ 健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育が行われている。
 - ☒ ウ 家庭での生活に生かされるよう保育に有効に反映されるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。

＜コメント＞

年2回実施の健康診断や歯科健診結果を健康台帳に記入し、実施後口頭や健康記録表で保護者に伝えています。月1回の身体測定の結果から肥満・やせ実態調査票を作成し、保護者への栄養指導に関連づけています。予め健康診断の前に保護者から、子どもの発達や健康面で気になることについて質問を受け、健診後に嘱託医からの見解をフィードバックしています。健診後、職員は嘱託医からのアドバイスを共有し、個別月案に取り入れることもあります。看護師は健康と安全指導計画を作成し、歯磨き指導や歯磨きの大切さを伝えるなどしています。

第三者評価結果

A14

A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受けて適切な対応を行っている。

a

【判断基準】

- a) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。
- b) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っているが、十分ではない。
- c) アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、適切な対応を行っていない。
 - ☒ ア アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ☒ イ 慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
 - ☒ ウ 保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
 - ☒ エ 食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
 - ☒ オ 職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について研修等により必要は知識・情報を得たり、技術を習得している。
 - ☒ カ 他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。

＜コメント＞

食物アレルギーの給食対応は、アレルギー対応マニュアルに基づいて行っています。入園前に健康調査録からアレルギーの有無を確認し、提出された「アレルギー疾患生活管理指導表」を踏まえ、食物アレルギー対応委員会で話し合い、内容の確認と対応を検討しています。毎月献立表の内容を保護者に確認してもらっています。給食は、出来るだけアレルギーの有無に関わらず同じ内容の食事ができるようにしています。職員は入職時研修や県のキャリアアップ研修や園の看護師や栄養士のアレルギー対応研修などで必要な知識や・情報などを習得しています。保護者には、アレルギー児童の対応について入園時に重要事項説明書で説明し、保護者懇談会でも、子どもの衣類や口の周りついたアレルゲンによって、アレルギー反応が起こる可能性などを説明し、各家庭へ配慮の協力を依頼しています。

A-1-(4) 食事

		第三者評価結果
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a

【判断基準】

- a) 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。
- b) 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。
- c) 食事を楽しむことができる工夫をしていない。

- ☒ ア 食に関する豊かな経験ができるよう、保育の計画に位置づけ取組を行っている。
- ☒ イ 子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
- ☒ ウ 子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
- ☒ エ 食器の材質や形などに配慮している。
- ☒ オ 個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
- ☒ カ 食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
- ☒ キ 子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
- ☒ ク 子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。

<コメント>

栄養士は年度食育計画や調理保育年間計画を作成し、野菜紹介や野菜スタンプ、フルーツサンド作りなど、食べ物を身近に感じることができる取組を実施しています。取組の様子は入口周辺に写真付きで掲示し、保護者へも紹介しています。子どもが楽しく、落ち着いて食事がとれるよう、急かさない、無理やり食べさせないなど、定量の完食が大切なのではなく、成長とともに子ども自身が自分の量を知るための援助を行っています。食器は白の陶器製で、年齢に合わせた物を使用しています。お箸は4歳児から使っています。4、5歳児は職員が魚をさばき、魚の生態や食卓にあがるまでに様々な人が関わっていることを伝え、食事の大切さを知る取組を実施しています。毎日の給食やおやつを廊下に写真で掲示し、子どもと保護者の会話や家庭での参考資料になっています。

		第三者評価結果
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることができる食事を提供している。	a

【判断基準】

- a) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。
- b) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。
- c) 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。

- ☒ ア 一人ひとりの子どもの発育状況や体調等を考慮した、献立・調理の工夫をしている。
- ☒ イ 子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
- ☒ ウ 残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
- ☒ エ 季節感のある献立となるよう配慮している。
- ☒ オ 地域の食文化や行事食などを取り入れている。
- ☒ カ 調理員・栄養士等が、食事の様子を見たり、子どもたちの話を聞いたりする機会を設けている。
- ☒ キ 衛生管理の体制を確立し、マニュアルにもとづき衛生管理が適切に行われている。

<コメント>

給食会議を月1回開催し、各クラスの摂食状況、食材の形状などへの意見や栄養士、調理士の意見等を話し合っています。残食記録や検食簿、給食会議での結果を離乳食や給食に反映させ、月の後半の献立や調理の工夫につなげています。職員は、子どもの食べる量や好き嫌いを把握し、盛り付ける量を加減しています。今年度は、毎月郷土料理を取り入れ、職員は食を通して土地の文化を伝える取組をしています。保護者の中には自分の出身地の献立を楽しみにする方もいます。また、秋には秋野菜の豚汁、サツマイモサラダ、野菜のあんかけをのせたサンマーメンなど、多くの野菜を使った献立を提供しています。園で栽培した野菜を使用したり、地産地消の食材提供を行い、栄養士が食事の様子を観察する際に子どもたちへ説明しています。衛生管理マニュアルを基に衛生管理が適切に実施されています。

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携

第三者評価結果

A17

A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。

b

【判断基準】

- a) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。
 - b) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っているが、十分ではない。
 - c) 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っていない。
- ☒ ア 連絡帳等により家庭との日常的な情報交換を行っている。
 - ☒ イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
 - ☒ ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるよう支援をしている。
 - ☒ エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。

<コメント>

送迎時に保護者とコミュニケーションを図り、情報交換を行っています。連絡帳で個々の子どもの様子や成長を伝え、クラスだより、絵本だよりで各クラスの取組や発達を知らせています。また、毎月個別指導計画を作成して保護者に伝えています。年1回個人面談を実施して保護者の思いや家庭状況を聞き、園での姿を伝えながら共に育てていけるよう連携をとっています。保護者懇談会や園長、エリアマネジャー、保護者役員などが参加する運営委員会を行い、保護者と子どもの成長を共有できるよう話し合っています。面談内容を個人面談記録に記載して連携していますが、保護者は不足を感じています。職員は伝達ノートや昼礼、職員会議で情報共有を行っています。

A-2-(2) 保護者等の支援

第三者評価結果

A18

A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援している。

a

【判断基準】

- a) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。
 - b) 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。
 - c) 保護者が安心して子育てができるようになるための支援を行っていない。
- ☒ ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
 - ☒ イ 保護者等からの相談に応じる体制がある。

- ☒ ウ 保護者の就労等の個々の事情に配慮して、相談に応じられるよう取組を行っている。
- ☒ エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
- ☒ オ 相談内容を適切に記録している。
- ☒ カ 相談を受けた保育士等が適切に対応できるよう、助言が受けられる体制を整えている。

<コメント>

職員は毎日の連絡帳や送迎時の会話などで、保護者とコミュニケーションをとっています。また、保護者の様子の変化に気づいたり、悩みの相談を受けた時は、面談を行い話を聞く機会を設けています。面談の内容は個人面談記録に記載しています。保護者からの相談や意見は昼礼にて職員間で周知・共有しています。内容に応じて保育士だけでなく、看護師、栄養士の専門知識を生かし、保護者支援を行っています。また、健康診断の前に保護者から子どもの育ちなど気になることについて質問を受け、嘱託医の回答をフィードバックしています。職員は保護者から受けた相談をリーダーや園長に相談し、クラス内外問わず話し合っています。

第三者評価結果

A19

A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。

a

【判断基準】

- a) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。
- b) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。
- c) 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。

- ☒ ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
- ☒ イ 虐待等権利侵害の可能性があると感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議する体制がある。
- ☒ ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面の援助をしている。
- ☒ エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
- ☒ オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
- ☒ カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備している。
- ☒ キ マニュアルにもとづく職員研修を実施している。

<コメント>

職員は、家庭環境に変化が生じたり、気になる子どもや保護者について職員会議や昼礼で情報を共有しています。継続的に配慮していくと共に、登園時の保護者と子どもの様子や着替えの際の体の様子を注意深く観察し、小さな気づきも報告、共有を行っています。長期休みの子どもには、定期的に園長や担任、看護師など様々な立場で電話連絡をしています。保護者と話し、子どもの声を聞くなどして、変化がないか、悩みを抱えていないかなど小さなことでも何か気づくことができるよう努めています。また、職員は子ども、保護者の日頃の様子を捉え、変化に気付ける目や心を持つように心がけています。職員は虐待防止マニュアルに基づく法人研修を受講し、県や区のスキルアップWEB研修などに参加しています。園長は横浜市南部児童相談所と連携しています。

A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)

第三者評価結果

A20

A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。

a

【判断基準】

- a) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。
- b) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めているが、十分ではない。
- c) 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)に取り組んでいない。
 - ☒ ア 保育士等が、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返り(自己評価)を行っている。
 - ☒ イ 自己評価にあたっては、子どもの活動やその結果だけでなく、子どもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮している。
 - ☒ ウ 保育士等の自己評価を、定期的に行っている。
 - ☒ エ 保育士等の自己評価が、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
 - ☒ オ 保育士等の自己評価にもとづき、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
 - ☒ カ 保育士等の自己評価を、保育所全体の保育実践の自己評価につなげている。

<コメント>

保育の振り返りは、年間指導計画や月案、週日案で実施し、園長がコメントしています。また、クラス会議で日々振り返り、次の保育に生かす手段や方法を考え、実践につなげています。昼礼で今日の活動内容を伝えることにより保育を振り返ることができています。話し合いは、相手に配慮しながら気持ちを伝えることを大切にしています。保育士等による自己評価は、年2回保育士などの自己評価チェック表を使い実施しています。定期的な自己評価や園長面談から自身の目標を設定して取り組み、目標に合わせた研修に参加し保育の改善や専門性の向上に取り組んでいます。保育士等の自己評価を保育所全体の保育実践の自己評価につなげています。園の自己評価は開示されています。



株式会社フィールズ

〒251-0024 藤沢市鵜沼橋1-2-7 藤沢トーセイビル3F

TEL:0466-29-9430 FAX:0466-29-2323

